

平成30年3月定例会の報告

3月定例会が2月27日から3月23日まで開かれ、平成30年度予算や、行政組織の一部を見直す条例改正など、条例案件、予算案件、事件案件、人事案件56議案を審議し、原案のとおり可決、同意、承認しました。また、議員提出の1議案も併せて可決しました。

2月27日 本会議

50議案が上程され、議案説明、質疑の後、平成29年度補正予算の専決処分については全員一致で承認し、その他の議案については所管委員会に付託しました。

3月7・8・9日 一般質問

15人の議員が一般質問を行いました。(P9～14参照)

3月13日 総務環境委員会

総務環境委員会には9件の議案が付託され、

すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。主な議案の質疑は次のとおりです。

◆議第2号

高山市行政組織条例の改正

【論点】

【組織見直しの背景】

◎新たな都市基本計画の策定に向けた支所地域も含む市全体の土地利用や、新たな都市計画事業の展開、また、計画的な公共事業の実施や建設業の活性化など、多くの課題に対してそれぞれ重点的、専門的に取り組む必要があることから基盤整備部を2つの部に分けた。

【論点】

【組織の見直しによる人員配置】

◎全体のバランスを見て、新たな課題に向けた取り組みができる体制づくりをすすめていきたい。

◆議第3号

高山市行政改革推進委員会設置条例の改正

【論点】

【条例改正の背景】

◎昨年6月議会のなかで、委員の定員を増員する条例改正の審査において、設置目的についても考え直すべきではないかという意見をいただいた。その後、3回の行政改革推進委員会を開催し、委員の皆さんからご意見をいただくなかで、今回の条例改正に至った。

【論点】

【委員会での議論を深める方策】

◎委員からの提案や、

委員が独自に調査した内容の発表とそれに対する意見交換、また研修などを通じて、委員には積極的に市の行政改革に関わっていただきたい。

◆議第4号

高山市久々野多目的センターの設置及び管理に関する条例の制定

【論点】

【今後の支所庁舎のあり方と条例整備】

◎支所庁舎は多くの市民や市民活動団体の方々に利用していただける。また、様々な行政

機能が入る複合的、多目的な施設にしていくべきだろうという方向性を持っている。そのような形を今後どう整えていくかについて議論しており、条例整備も視野に入れていきたい。

◆議第7号

高山市積立基金条例の改正

【論点】

【目的税としての都市計画税を基金に積み立てることの妥当性】

◎現在、平成30年度、31年度の2か年にわたって都市計画税が都市計画事業費を上回ると想定している。このような場合の対応として、基金へ積み立てることについては適当であるとの総務省通知があり、それに沿って対応するものである。

積み立てた基金は平成32年度以降、街路松之木千島線などの事業費に充てていくことを想定している。

3月14日 福祉文教委員会

福祉文教委員会には13件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。主な議案の質疑は次のとおりです。

◆議第12号

高山市国民健康保険財政調整基金条例の改正

◆議第13号

高山市国民健康保険条例の改正

【論点】

【県単位化の背景や経緯】

◎国民健康保険は、年齢構成が高いため医療費水準が高い、低所得の被保険者が多い、小規模の保険者が多く財政基盤が弱いといった構造的な問題があり、国は、医療保険制度の安定化、国民皆保険の堅持を目指し、平成27年に法律を改正し、平成30年度からの制度改正ということで進めている。



久々野多目的センター・「虹流館くぐり」外観